

## ■新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

消費者市民ネットとうほくは、2017年4月25日に適格消費者団体の認定を受け、今年で8年になろうとしています。お陰様で、東北各地から多くの相談が寄せられ、また、検討委員会には、弁護士・相談員らとともに、東北内外の学者らも事案検討に参加して頂いており、毎回、和気藹々とした雰囲気の中で熱のこもった精緻な議論を闘わし、充実した事案検討を行っています。

さて、かつて、東北大学で労働法を研究なされていた外尾健一教授（2020年ご逝去）は、常日頃、「労働法という学問は、常に新しい息吹を吹き込み続けて行かなければすぐに萎んでしまうものだ。」とおっしゃっていたことが、折に触れて思い出されます。というのは、外尾教授がおっしゃる「新しい息吹を吹き込む努力」というのは、まさに、今日の消費者法についても当て嵌まることではないかと思うからです。

私たち弁護士が若かりし頃は、かたやサラ金・クレジット被害等の消費者信用と呼ばれる問題と、かたや先物取引や原野商法等の利殖商法被害と呼ばれる問題とが、私たち弁護士にとって被害救済の二本柱的存在として取り組まれていた時期があります。そして、その必然でもあろうか、消費者問題とは、あたかも消費者信用と利殖商法被害を指すとの印象を醸し出していました。

しかし、近時、消費者法のパラダイム転換とか、新消費者法の体系化など、「交渉力の格差」から「脆弱性」へと消費者概念を見直す必要性が指摘される中で、私たちも、これまでの消費者法のイメージを意識的に転換し、本来、消費者問題とされるべき筈の諸問題、言葉を換えれば、普通の平均的・一般的消費者が直面する消費者問題に「新たな息吹」を吹きかける必要に迫られています。例えば、PL製品の安全だとか、地震や豪雨等による土地・建物に係る消費者の安全、マンション等の居住権、交通弱者問題、更には、独占禁止法を消費者の視点から利用する方策など、どちらかと言えば、従前、一般国民が構造的に直面しながら、ともすれば見逃されてきた消費者被害に対応し得る消費者法体系の構築が求められているのではないのでしょうか。

今年一年、そうした視点から、現行の消費者法という風船に「新たな息吹」を、どのような角度からどんな工夫をもって吹きかけるべきか、「ネットとうほく」のメンバー全員で模索し続けてみたいと思っています。

皆さまには、ご指導ご鞭撻のほど、そして、多大なるご支援とご協力をお願い申し上げる次第です。今年もどうぞ宜しくお願い致します。

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく  
理事長・弁護士 吉岡和弘



## ■2024 年度第 4 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2024 年 11 月 11 日 (月) 18:00 から、仙台弁護士会館において、2024 年度第 4 回消ラボを開催しました。Zoom での参加も含めて 18 名が参加しました。

今回は、「生成 AI による利用規約(約款)の分析」というテーマで東京都立大学の小笠原奈菜教授が講義を行いました。



講師 小笠原奈菜教授

ChatGPT などの生成 AI が発達し、生活、仕事を問わず様々な場面で利用されることが多くなってきました。今回の消ラボでは、その生成 AI を用いて利用規約などを適格消費者団体の申入れのためのチェックもしくは下調べに利用ができないか、という観点から発表がなされました。

まず、①各条項をリスト化し、②不当と思われる条項を抽出、③(適格消費者団体が申入れ可能である)根拠条文を指摘してもらおうという方法にもとづき、主要な生成 AI によって各条項をチェックしてもらう方法で試験した結果が報告されました。

各社の生成 AI によって特徴はありましたが、概ね、①ホームページの URL をそのまま打ち込んでリスト化を依頼した場合に拒否される傾向にあり、②文字制限があることから長文となる利用規約・約款については分割が必要となること、さらに、③適切な分類や省略されてしまうリストなどもあることがわかり、そのままの活用には限界があることがわかりました。他方、今後精度が高まれば、適格消費者団体の法的な検討の事前準備には活用できる可能性について言及がありました。

意見交換では、適格消費者団体向けのプログラムとなれば非常に有益になることから期待したい、といった感想や、裁判上で争われるようなグレーな部分への対応をどのように考えればよいか、といった議論がなされました。

次回は、2025 年 1 月 16 日 (木) 18:00 から「電子書籍配信サービスの法的問題」と題して、岩手県立大学の窪幸治教授が講義を担当します。引き続き、Zoom での参加も受け付けております。会員、弁護士、消費生活相談員等の皆さままでご興味のある方は、是非ご参加ください。



## ■2024 年度「消費者トラブル 電話相談会」概要報告

2024 年 7 月から 12 月にかけて、毎月第 1 金曜日の 13:00 から 16:00 まで、弁護士による電話法律相談を受け付けました。HP での告知の他、各地方公共団体の消費生活センターなどにもお知らせし、6 回で合計 30 件の相談が寄せられました。

1 台の電話での対応の為、受話器を下ろした瞬間に次の電話がはいったり、電話がかかりづらい状況になったりすることもありました。寄せられた相談も、副業ビジネスの解約トラブルや、定期購入、省エネ設備に関するトラブルなど、多岐にわたりました。

当団体の認知度を高め、また、不当な勧誘や不当な条項を利用している事業者に関する情報収集の良い契機となりました。



## ■宮城県議会の意見書採択に取組みました

今、地方消費者行政が岐路に立たされています。

2009年に消費者庁・消費者委員会が創設された際、「霞が関に立派な新組織ができるだけでは何の意味もなく」、「地方の消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要」との方針が打ち出され、消費者が全国どこにいても専門家による消費生活相談を受けられる体制の整備・消費者被害防止の施策の強化のため、国の交付金等による財政支援が行われてきました。しかし、長く地方消費者行政を支えてきた交付金が、定められていた活用期限により近々終了すること、現在進められているPIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）の刷新（2026年移行）や消費生活相談のデジタル化によって地方に大きな費用負担が生じるおそれがあることなどから、地方消費者行政の後退・縮小が危惧される状況となっているのです。

この問題については、当団体を含む適格消費者団体26団体の連名で、「地方消費者行政に対する財政措置（交付金等）の継続・拡充を求める要望書」（2024年8月26日付）を提出しています（ネットとうほくNEWS第61号）。

財政支援の予算獲得のためには、令和8年度予算編成の前、具体的には令和7年夏頃までに、世論を喚起し運動を盛り上げる必要があります。各地に意見書発出や地方議会請願が呼び掛けられています。宮城では、ネットとうほくと仙台弁護士会が、宮城県議会に対し、2024年11月定例会における意見書採択の要請活動を行い、12月11日付で「地方消費者行政の拡充・強化を図るための措置を求める意見書」が採択されました。意見書では、交付金の活用期限の延長や地方に生じる費用の国負担などの財政支援の他、消費生活相談員の安定的な確保のための措置、適格消費者団体及び地域の消費者団体に対し継続的な支援を行うためにも地方公共団体に対する財政支援を行うことを求めています。詳しくは宮城県議会HPをご覧ください。（理事・弁護士 鈴木裕美）

## ■家電公取協との消費者懇談会に参加しました。

2024年9月24日（火）13:30から、仙台弁護士会館において、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議（略称・家電公取協）製造業部会東北支部の第1回東北地区消費者懇談会に参加しました。家電公取協とは、家庭電気製品の取引の公正化を図ることを目的として設置された公益社団法人です。

この日は、家電公取協事務局、家電公取協東北支部員、行政、消費者団体（宮城県生協連・NACS東北支部・全相協東北支部・ネットとうほく）から19名が参加しました。

家電公取協とネットとうほくそれぞれの活動報告の後、家電を購入する際の情報や使用して気になる事として、紙媒体のチラシとHPなどの価格差や省エネ率、家電の取扱説明書が今後どのように変わっていくのか等について懇談を行いました。

また、家電公取協東北支部には、ネットとうほく団体賛助会員として参加いただくことになりました。今後も事業者団体と行政、消費者団体が協力し、不当な表示・取引等の是正や消費者教育に取り組んでいければと思います。



## ■講演会開催のお知らせ

3月8日（土）10時30分から仙台弁護士会館4階ホールにて、

講演会「**SNSと投資詐欺被害**」を、開催します（オンライン同時開催）。

SNS上で有名人になりすましたニセの広告などが話題になり、詐欺の被害が相次いでいます。詐欺を働く者だけではなく、そうした詐欺広告を拡散するプラットフォームの在り方についても問題になっています。利用者に損害を及ぼす恐れがあるにもかかわらず、広告の内容の真偽を調査する義務を怠ったとして事業者に損害賠償を求めている原告グループ弁護団団長より、被害の実態や集団提訴等についてご講演いただきます。申込方法等詳細は、添付のチラシまたはHPをご覧ください。

日 時：2025年3月8日（土）10：30～12：30（受付10：10～）

場 所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講 師：国府 泰道 氏（大阪弁護士会所属弁護士）

（NPO法人投資詐欺被害者の会副理事長）

## ■事務局からのお知らせ

### \*HPリニューアル

現在、HPのリニューアルを進めています。これまで情報提供は電話やHPにアップしている様式をダウンロードして記入し、メールやFAXで送っていただいていたおりましたが、情報提供のページから直接情報提供ができるようになります。新しいHPをお楽しみに。

### \*2025年版くらしの豆知識

国民生活センターより「2025年版くらしの豆知識」が発行されました。ネットとうほくでは、毎年オリジナルデザインの「くらしの豆知識」を作成し、日頃から当団体を支えて下さっている会員の皆さまにお届けしています。あなたの身近な知識の源としてぜひお役立てください。



【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp